

未来につなぐ相続登記

法定相続情報証明制度



おすすめ

法定相続情報証明制度とは？

相続人が必要書類を提出し、法定相続人がだれであることを証明する制度です。各種相続手続で戸除籍謄抄本の束の代わりに利用することができます。

制度を利用するメリット!!

- 1 複数の相続手続を同時に進められるので、時間の短縮になります。
※必要とされる枚数を交付します。
- 2 預貯金相続、相続税の申告、相続登記の申請、年金手続、遺言書情報証明書の交付請求等の手続にご利用できます。
- 3 証明書の交付手数料は**無料**です!!
(※) 相続手続に必要なとなる他の書類は提出先の各機関にご照会ください。

相続登記



忘れずに!

法定相続情報証明制度の詳細内容は、 をご覧ください。



宇都宮地方法務局
☎ 028-623-0916

法定相続情報一覧図の写し

※ 一覧図は、本制度の申出人に作成していただきます。

(記載例) 法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
最後の本籍 ○県○郡○町○番地

出生 昭和○年○月○日
死亡 令和元年4月1日

(被相続人)
法務太郎

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
出生 昭和○年○月○日
(妻)
法務花子

住所 ○県○郡○町34番地
出生 昭和45年6月7日
(長男)
法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
出生 昭和47年9月5日
(長女)
相続促子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号
出生 昭和50年11月27日
(養子)
登記進

以下余白

作成日: 令和○年○月○日
作成者: 住所 ○県○郡○町34番地
氏名 ○○ ○○ (印)

資格者による作成の場合は「事務所」、「資格」を記載します。

これは、令和○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

令和○年○月○日
○○法務局○○出張所

登記官 ○○ ○○ 職印

注)本書面は、提出された戸籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。

整理番号 S00000 1/1

一覧図は、登記所において唯一の番号により保管・管理されます。

被相続人の最後の本籍も記載することによって、本籍を確認する必要がある手続に利用が拡大されます。

相続人の住所の記載がある場合は、相続登記等の住所証明情報としても利用可能になります。

ページ番号及び総ページ数が振られます。相続人が多く、法定相続情報図が2枚以上にわたる場合も対応できます。

※ 数次相続が発生している場合は、被相続人ごとに作成していただく必要があります。
※ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成されます。